

笹原ライオンズ規約

第1条 (名称)

本チームの名称は「**笹原ライオンズ**」と称する。

第2条 本会は、少年野球を通じて小学生相互の親睦と友情を深め、心身を鍛え規律・礼儀作法を習得し、立派な社会人となる基礎を育成することを目的とする。

第3条 (組織)

本会は、第9条に定める役員及び会員保護者をもって構成する。

第4条 (加入)

1、本会の加入者は、小学校1年生から野球の好きな子供であれば加入することができる。

2、本会に加入する場合、所定の用紙をもって申し込みしなければならない。

ただし、保護者の協力がまったく得られない場合及び部員の制限をした場合は加入を断ることができる。

第5条 (加入資格)

1、本会に加入する場合、次の定める資格がなければ加入することができない。

2、 **笹原小学校に在籍する1年生から6年生までの男女生徒**でなければならない。

ただし、伊丹市内で連盟に属さない校区であればこの限りでない。

第6条 (資格の喪失)

1、選手は次の定めるところにより、資格を喪失する。

(1) 6年生は、3月末をもって喪失する。

(2) 規約を遵守せず、又は本会の名誉を汚した選手。

(3) 練習又は大会を問わず、2ヶ月以上休部した選手。

(4) 2ヶ月以上部費を滞納した選手。

(5) チームに著しく迷惑をかけた選手。

2、前項各号掲げるもののほか、特に事情がある場合については、理事会に図り決定するものとする。

第7条 (部費)

1、選手は、次の定めるところにより部費を納入しなければならない。

ただし、特に必要と認めた場合、臨時徴収することができる。

(1) 入会金 2,000円

(2) 部 費 2,100円

ただし、兄弟(姉妹)二人以上が会員である期間にかぎり、二人目以降の部費は、2,000円とする。

2、病気、その他の理由により欠席した場合、休部届けを提出した場合に限り第9条第1項1号、2号、3号、5号の役員全員の承認、または、理事会に図り、部費の一時免除を決議することができる。

第8条 (選手の義務)

- 選手は、次に定めるところによる義務を負う。
- (1) 本会の規約を遵守し、本会の目的達成に努力すること。
 - (2) 親睦と友情を深めること。
 - (3) 大会及び練習を問わず、本会の事業に参加すること。
 - (4) 先輩は後輩を労い指導し、後輩は先輩を尊敬すること。
 - (5) 練習日に監督及びコーチが参加しない時は、主将の指示に従うこと。
- ただし、事故防止の為、バット、ボールをもって練習しないこと。

第9条 (役員)

- 1、本会の執行機関として次の役員を置く。ただし、理事会に図り増員することができる。

- (1) 総監督 1名
- (2) 監督 各チーム1名
- (3) 派遣理事 1名
- (4) コーチ 各チーム5名
- (5) 理事長 1名
- (6) 副理事長 1名
- (7) 理事 10名
- (8) 会計 1名
- (9) 監査 2名

- 2、前項各号に掲げる役員以外に、顧問・相談役を置くことができる。

- 3、理事会の役員は、第1項第1号、第3号、第5号、第6号、第7号、第8号の役員をもつて構成する。

第10条 (役員の任期)

- 1、役員の任期は1年間とし、再任を妨げない。
- 2、補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 (理事会)

- 理事会は、理事長の招集により隨時開催することができる。

第12条 (理事会の成立・議決)

- 1、理事会の成立は、構成人員の3分の2以上が出席して成立する。
- 2、理事会の議決は、出席人員の過半数とし、可否同数のときは理事長がこれを決する。

第13条 (役員の職務)

- 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 総監督は、現場を代表し、現場業務を統括執行する。
- (2) 監督、コーチは総監督を補佐し、総監督に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 派遣理事は、現場業務を補佐し、業務連絡調整を執行する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 理事は、会の業務を補佐し、執行にあたる。
- (7) 会計は、会の会計業務を管理し、執行にあたる。
- (8) 監査は、総会において会計収支監査報告しなければならない。

第14条（総会及び臨時総会）

総会は年1回開催しなければならない。

ただし、特に必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

第15条（総会の成立・議決）

1、総会の成立は、会員の3分の2以上が出席して成立する。

ただし、委任状ある場合は、出席とみなす。

2、総会の議決は、出席人員の過半数とし、可否同数のときは議長がこれを決する。

第16条（保護者の義務）

1、保護者は、次の定める義務を負う。

(1) 保護者は、本会の行事についてできる限り協力すること。

(2) 保護者は、選手の病気その他の理由により長期欠席する場合、速やかに申し出ること。

(3) 保護者は、選手のグランドにおける指導並びに起用方法については、監督及びコーチに一任すること。

(4) 保護者は、父母会等の会議を開催するときは、理事長の承認を得なければならない。

2、前項各号に掲げる規約に違反した場合は、理事会に図り除名することができる。

第17条（事故）

本チームの活動中に発生した選手の負傷及び不測の事態については、本会は一切責任を負わないものとする。

ただし、事故が発生した場合は、速やかに処置しなければならない。

第18条（慶弔等）

本会の慶弔等については、理事会に図り決定するものとする。

第19条

本会の規約を改廃しようとする場合、総会の議決を経なければならない。

第20条（その他）

この規約に定めのない事項は、理事会に図り決定するものとする。

第21条（優勝祝賀費）

公式戦で優勝したチームには、優勝祝賀費として10,000円を支給する。
ただし、10,000円／1回／年／チーム までとする。

付則

この規約は、昭和55年7月1日から施行する。

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。